

## 四日市市市民課等への窓口封筒の無償提供に関する基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、広告入り窓口封筒（以下「窓口封筒」という。）の無償提供に  
関し必要事項を定め、適切な管理を行うことにより市民サービスの向上と経費の削  
減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準において窓口封筒とは、市民課、地区市民センター、市民窓口サー  
ビスセンターにおいて発行した各種証明書等の持ち帰りのために、市民が利用する  
封筒で表裏面に広告が印刷されたものをいう。

また、無償提供者とは、窓口封筒の広告主をとりまとめ、広告原稿の事前確認、  
広告原稿の校正、その他広告主との調整など広告掲載に係る一連の業務を行い、市  
に封筒を無償提供する事業者をいう。

### (掲載広告内容)

第3条 窓口封筒に掲載できる広告（以下「広告」という。）の内容は「四日市市広  
告掲載要綱」および「四日市市広告掲載基準」の定めるところによる。

- 2 広告に係る業種又は、無償提供者が募集する広告主は、市内に活動拠点をもつ法  
人その他の団体若しくは個人又は、その他市長が定めるところによる。
- 3 無償提供者は、掲載広告について事前に掲載の可否の確認を市と行うものとする。

### (無償提供者の募集方法)

第4条 無償提供者の募集については、「四日市市ホームページ」上で行うものとす  
る。

- 2 市長は募集に際し、募集期間及び選定基準その他募集に関して、必要な事項につ  
いて、別に募集要項で定める。

### (設置場所及び事業期間)

第5条 無償提供を受けた窓口封筒の設置場所及び事業期間は、前条第2項において  
定める要項に定めるものとする。

### (窓口封筒の無償提供者の申込み)

第6条 窓口封筒の無償提供をしようとするものは、第4条第2項において定める要  
項に基づき、市長に申し込まなければならない。

### (審査及び決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは第4条2項において定め  
る要項に基づき公正に判断し1事業者を選定するものとするが、審査の経緯につ  
いては公表しない。

2 無償提供の決定を受けた者は、市長が指定する日までに市長に広告案を提出するものとする。

(契約書の締結)

第8条 市長は決定した無償提供者と、窓口封筒の製作及び無償提供に関して、契約書を取り交わすものとする。

(製作上の注意事項)

第9条 無償提供者は、広告主の募集にあたり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることがないように配慮しなければならない。また、掲載広告に関する苦情等について責任を一切負い、速やかに苦情等の解決にあたるものとする。

2 無償提供者は、広告内容、色、形状等の窓口封筒の仕様についてあらかじめ市長と協議し、承諾を受けた後に製作しなければならない。

3 無償提供者は、掲載広告及び広告主に問題が生じたときは、速やかに市に通知し、当該封筒を回収し代替の封筒を提供するものとする。

4 窓口封筒の表面、裏面とも封筒面積の3分の2は、本市の掲載部分とし、本市の指示する内容を印刷するものとする。

5 無償提供者は、封筒の数量、納品時期及び設置場所について本市の指示に従うものとする。

(設置の中止)

第10条 市長は、市民に窓口封筒を提供することが不適当と認めるときは、窓口封筒の提供を中止することができる。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、窓口封筒の作成及び無償提供に関し、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

この基準は、平成26年 4月 7日から施行する。

## 附 則

この基準は、平成27年 1月 6日から施行する。

## 附 則

この基準は、平成28年 1月 8日から施行する。

## 附 則

この基準は、令和3年12月20日から施行する。

## 附 則

この基準は、令和 4 年 1 月 9 日から施行する。

(市民生活部市民課)